

令和3年12月

善行者推薦機関 各位

一般社団法人 日本善行会

令和4年度（第72回）春季善行表彰について

1. 表彰及び推薦

(1) 表彰の名称とその対象者

表彰名	春季善行表彰（青少年善行・緊急時貢献・国際貢献・外国人善行）
対象者の年齢	青少年善行表彰は、25歳未満（団体にあっては、構成員の年齢）の者とする。緊急時貢献表彰、国際貢献表彰及び外国人善行表彰は、年齢を問わない。
善行の範囲	イ. 日本国内で行われた善行とする。ただし、善行者が日本国内に居住するか否かを問わないこととする。 ロ. 日本人が外国のため又は外国で行った善行を含むこととする。

(2) 善行行為の内容

① 青少年善行表彰	
種別	内容
公共生活への貢献	公共物の愛護、公衆道徳の普及・実践、公共の利益となる工夫・研究、その他公共社会・公共団体・地域祭行事・学校等のために尽くした行為。
事故防止	交通整理・水難防止・その他事故防止に継続的に尽くした行為。
環境美化	清掃、樹木又は草花の植栽等による生活環境の美化改善、若しくは環境衛生の保持改善に尽くした行為。
青少年指導	非行少年の補導、年少者の教育・指導、子ども会の指導又はこれらに類する事項に尽くした行為。
社会福祉	各種社会福祉施設に居住する者又は社会的弱者に対する慰問、激励、介護、その他の各種奉仕活動、若しくはこれらの者に対する金品の寄付等によって社会福祉に尽くした行為。
隣人愛	隣人、友人等の特定者に対する援助に尽くした行為。
個人生活の徳行	家庭または親族間における徳行、個人的勤儉力行等でとくに顕著なもの。
自然と文化財愛護	自然環境の保護改善、又は文化財の保存・保護に尽くした行為。
その他	以上にあてはまらない継続的善行。
② 緊急時貢献表彰	
人命救助、防火（火災通報、消火）、防犯（犯人逮捕への協力等）、事故防止（一時的行為）等に尽くした行為並びに自然災害、又は人為災害の発生時に尽くした行為でとくに顕著なもの。	
③ 国際貢献表彰	
国際的な人道援助、生活・自然環境改善援助、文化交流、又はこれらに類する事項に尽くした行為。	
④ 外国人善行表彰	
上記①青少年善行表彰の各種別（除 個人生活の徳行）の善行及び緊急時貢献に尽くした行為。	

(3) 善行の時期・期間等

① 青少年善行表彰、国際貢献表彰、外国人善行表彰

イ 現在継続中のもの。ただし、国際貢献、外国人は期間の配慮有

（また、病気、その他のやむを得ない理由による行為の中断は継続とみなす。）

- ロ 継続期間は、善行の種別、内容によって異なるも自主的で積極的な意思によって行っているものであり、長年にわたり常時又は定期的に継続され、かつ、社会的評価が高いもの。
- ハ 善行行為の頻度、期間、内容等の要件は、次のとおりとする。

・毎週3回で1年以上継続	・毎月1回で5年以上継続
・毎週1回で2年以上継続	・毎年1回で15年以上継続

ニ 善行行為種別に掲げられた善行の一つを行っていた継続期間が短期であっても、その後に他の善行を行っている場合は両方の善行継続期間を通算し、長期となるものは対象となる。

② 緊急時貢献表彰

イ 過去1年間に行われた善行とする。

ロ 一時的又は一回限りの行為が多いため、行為の継続期間と頻度は問わない。但し、その功績がとくに顕著で高く評価出来るものに限ることとする。

(4) 推薦方法

- ① 別紙の青少年善行・緊急時貢献・国際貢献・外国人善行推薦書（コピーされたものでも可）を使用し、必要事項を各欄に具体的かつ正確に記入して行う。
- ② 推薦書の提出先は、善行が行われた地区の都道府県庁、市区町村役場（役所）及びこれらの教育委員会又は関係の国の機関、若しくは関係諸団体、又は一般社団法人日本善行会の当該地域支部（以下これらを「推薦機関」という。）とする。
- ③ 推薦書の締切期日は、~~ご依頼文参照~~ 令和4年2月1日（埼玉県支部）
- ④ 過去に推薦され、本会の選考によって表彰とならなかったものでも、表彰に相応しい要件を備えるに至った善行は、再度の推薦が可能である。
- ⑤ 推薦の対象となる個人、団体が本会から同一種別で表彰されている場合を除き、すでに他の表彰を受けていることは差しつかえない。ただし、本会から同一種別で表彰されている場合は除外する。

2. 選考及び表彰

(1) 選考

- ① 提出を受けた推薦書の内容は、必要に応じて②の選考を行う前に、善行調査委員や関係機関による調査を行うことがある。
- ② 受賞者の選考は、本会に設けられた「善行表彰選考委員会」が行う。

(2) 受賞者の決定と通知

- ① 受賞者が決定した場合は、最終推薦者にその旨を通知する。また、受賞者本人へは、表彰式出席への案内状を送る。
- ② 受賞者の氏名・居住地（都道府県名）・年齢・善行の概要等は、表彰名簿に一括掲載して公表するとともに、本会機関紙「明るいニュース」にも掲載する。なお、個人情報については厳正に管理する。

(3) 表彰式

- ① 実施期日は、令和4年5月中旬予定
- ② 表彰式を行う場所は、明治神宮参集殿
- ③ 受賞者には、一般社団法人日本善行会会長名の表彰状及び善行章（銅章）を贈る。
注）表彰式へ出席するための交通費、宿泊費等は支給しない。
表彰式に欠席した受賞者には、表彰式後日に表彰状等を届ける。

◇問い合わせ先

推薦、選考、表彰式等に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館内

一般社団法人 日本善行会

TEL 03-3212-6996

FAX 03-3212-6998